

—個別的労使紛争のあっせん—

労使間のトラブルは あっせんで解決しませんか？

あっせん事例

Xは、Yが経営する事業所において、非常勤の事務職員として勤務していたが、仕事上のやりとりに関して、上司と口論となった。

翌日、人事部長Aから別の部署への配置転換を打診されたが、勤務条件が合わず、納得できないことを伝えたところ、「もう、来なくていい」と解雇通告を受けた。

Xは、一旦は退職届を提出したが、解雇に納得できなかったため、Yが経営する別の事業所での再雇用及び不当解雇による精神的苦痛に対する解決金の支払いを求めて、労働委員会にあっせんで申請した。

あっせん結果

AがXに対し「来なくていい」と言ったのは事実であったが、感情的になって発したもので、Yとしては、Xを別の事業所の事務職員として再雇用することは可能と考えているとのことであった。Xにこのことを伝えたが、勤務条件等が合わないため、金銭での解決を図りたいとの意向を示した。

Xの意向をYに伝えたところ、解決金を支払うことで合意に至った。

「あっせん」とは

労働問題に知識と経験を有する3名のあっせん員（公益、労働者、使用者）が、当事者双方の主張を聞いて、公正・中立の立場から問題点を整理し、双方の歩み寄りを促すことによって、紛争を解決する制度です。労働委員会のあっせんは簡易・迅速・無料の紛争解決手続きです。 ※労働者、使用者どちらからでも申請できます。

<あっせん事例>

- ・退職強要による経済的、精神的苦痛に対する慰謝料の支払い
- ・上司によるパワハラ・セクハラについての謝罪
- ・退職願の撤回
- ・非常勤職員の勤務形態変更に対する、元の雇用形態への復帰及び理由の説明
- ・給与引下げの撤回



あっせんの詳細や申請書等のダウンロードについては、労働委員会のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/roudoumondai/kanrenhouki/kobetsu-assen/index.html>

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課（千葉県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606